

「中野区立学校再開マニュアル」について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、依然として予断を許さない状況にあるが、東京都において緊急事態宣言が解除されたことを受け、細心の注意を払いながらも、6月1日(月)から区立学校・幼稚園を再開することとした。

今後、学校の教育活動を再開していくに当たっては、幼児・児童・生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが求められる。このため、教育委員会において、学校の衛生管理及び感染症予防等の観点から、「中野区立学校再開マニュアル～感染症予防や健康上の配慮について～」を作成し、区立学校・幼稚園等に配布することとした。その概要は、下記のとおりである。

記

1 ねらい

関係感染症予防のため、学校再開時に幼児・児童・生徒及び教職員の感染リスクを低減し、健康で安全な学校生活を過ごせるようにする。

2 基本的な考え方と徹底する取組

密閉、密集、密接の3密を避けるため、特に以下の3つの取組を徹底し、子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごせるように努める。3つの取組については、学校生活における様々な場面での配慮事項を具体的に提示している。

(1) 換気を徹底する

(2) 身体的な距離をとり、マスクの使用を徹底する

(3) 手洗い・消毒を徹底する

3 再開前に行うこと

(1) 子どもの状態の確認をする(特に既往症、アレルギー等の確認)

(2) 教員への研修を実施する(マニュアルを活用と共通理解)

(3) 環境点検を行う(マニュアルを活用した点検等)

4 幼児・児童・生徒及び教職員に関わること

家庭にお願いすることや学校で指導することを明らかにするとともに、幼児・児童・生徒の気持ちに寄り添った指導を求めている。

5 園・学校の環境に関わること

学校生活の様々な場面において、3密を避けるための配慮を示している。

6 物品等について

学校に整備する備品、消耗品を挙げている。

中野区立学校再開マニュアル
～感染症予防や健康上の配慮について～

令和2年5月
中野区教育委員会事務局
指 導 室
学校教育課

目次

I	学校再開に向けた考え方	1
II	再開前に行うこと	2
III	幼児・児童・生徒及び教職員に関わること	3
IV	園・学校の環境に関わること	5
	(1) 登校前にすること	5
	(2) 昇降口	5
	(3) 教室等	6
	(4) 廊下	7
	(5) トイレ	8
	(6) 給食	8
	(7) 休み時間	8
	(8) 保健室	9
	(9) 放課後にすること	10
V	物品等について	11

参考

【学校の再開等に関する注意事項】

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン【令和2年3月24日 文部科学省】
(令和2年3月24日以降変更点を加味し、Q&Aの内容を抜粋)

I 学校再開に向けた考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解では、集団感染が確認された場に共通するのは

- ・換気の悪い密閉空間であった（密閉）
- ・多くの人が密集していた（密集）
- ・近距離での会話や発声が行われた（密接）

という3つの条件が重なった場であった。

今後、学校を再開する際には、この3つの条件が重なる場を徹底的に避けるために

- ・換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ・多くの人が、手の届く距離に集まらないための配慮
- ・近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

などの工夫をすることが重要である。

そこで、学校再開に向けて3つの密を避けて3つの取組を徹底し、子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごせるように努める。

【中野区で徹底する3つの取組】

（1）換気を徹底する

教室等のこまめな換気を実施すること。（可能であれば2方向の窓を同時に開けること。）

（2）身体的な距離をとり、マスクの使用を徹底する

感染を防ぐために1～2mの身体的な距離をとる。しかし、学校においては人の密度を下げることには限界があり、教育活動上、会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないためにマスクを使用するよう指導すること。

（3）手洗い・消毒を徹底する

感染経路を絶つために、流水、石けんでの手洗いを推奨する。また、教室やトイレなど、幼児・児童・生徒がよく利用する場所（ドアノブ、蛇口、スイッチ等）については1日1回以上、消毒液を使用して清掃を行うこと。

II 再開前に行うこと

(1) 子どもの状態の確認をする

- ・既往症がないか等、教育活動に配慮することがないか確認する
- ・食物アレルギーの有無について確認する
- ・特別な支援が必要な子どもへの配慮事項 など

(2) 教員への研修を実施する

○再開に向けて教員の共通理解を図る

(内容)

- ・本マニュアルの理解
- ・上記(1)の子どもの状態について共通理解
- ・再開に向けた対応等、組織・分掌の確認 など

(3) 環境点検を行う

- 本マニュアルに沿って、必要な箇所の清掃・消毒を行う。(チェックリストを作成するなどの工夫をする。)
- トイレや手洗い場に石けんを設置する。
- 幼児・児童・生徒が登校した際のシミュレーションを行い、密を避ける工夫をする。

(例)

分散登校の際の座席表の作成

昇降口やトイレが密にならないように、一定間隔にテープを貼る

- 手洗いやマスクの使用などを促すポスターを校内に貼り、環境整備を行う。

(例)



- マスクや消毒液など、再開に必要な物品の備蓄を確認する。

Ⅲ 幼児・児童・生徒及び教職員に関わること

(1) 幼児・児童・生徒について

○家庭にお願いすること

- ・毎朝の体温を健康カードに記録し、風邪症状等の確認を行う。
- ・登下校の際もマスクを着用する。
- ・ハンカチやタオル等、手を拭くものを持たせる。
- ・体調不良や新型コロナウイルスの感染予防のために欠席する場合は学校へ連絡する。

○学校で指導すること

- ・密を避けるための学校で決めたルールを指導する。
※本マニュアルを参考に、教室、廊下、トイレ等でのルールを伝える。
- ・マスク、ハンカチなどの所持を確認する。マスクを忘れた幼児・児童・生徒には学校備蓄のマスクを渡す。
- ・手洗いの仕方・咳エチケットなどについて幼児・児童・生徒の発達の段階に応じて丁寧に指導する。

○幼児・児童・生徒の気持ちに寄り添った指導

- ・幼児・児童・生徒の中には、長く続いた臨時休業の後に登校・登園することについて大きな不安を抱えている者もいる。また、保護者の就業等の状況により家庭が不安定になり、強いストレスを感じている場合もある。こうしたことはすぐに気付かないこともあるため、幼児・児童・生徒の状況の把握に努め、その気持ちに寄り添った支援を行う。
- ・関係感染症の感染防止の徹底や学校教育を立て直すことに一生懸命になる余り、教職員の心に余裕がなくなり、幼児・児童・生徒への指導が厳格になり過ぎたり、不適切な言葉掛けをしてしまったりすることがある。幼児・児童・生徒の中には内面に強い不安を感じていることがあるということを忘れないようにする。
- ・指導を担任だけに任せることなく、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員等と連携した組織的な指導体制を構築する。必要があれば、教育相談室や教育支援室などとも連携する。
- ・様々な相談機関を機会あるごとに紹介するとともに、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）の指導を徹底する。

(2) 教職員について

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組む。
- ・飛沫を飛ばさないようマスクを着用する。
- ・毎朝の検温や風邪症状の確認を行い、管理職に報告を行う。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる教職員等には自宅で休養させる。
- ・職員室等でも、可能な限り間隔を確保（1～2 m）し、会話の際はできるだけ真正面を避ける。（教室で業務を行うなど密にならないような工夫を行う。）
- ・教職員のメンタルヘルスにも配慮する。

IV 園・学校の環境に関わること

(1) 登校前にすること

○教室・廊下の換気をする。

- ・教室や廊下の窓を開けて換気する。換気については授業中も行い、教室の前後の扉も開けることで、2方向以上からの通気をする。

○校内環境を確認する。

- ・石けんを設置するなど、手指衛生を保てる校内環境を整備する。

※手洗いについては、石けんと流水での手洗いとします。

○消毒を行う。

- ・消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて消毒を定期的に行う。次亜塩素酸ナトリウムは刺激臭が残る場合があるので、前日の放課後に実施しておく。当日の朝に行う場合は、十分な換気をして行う。

(2) 昇降口

○集中を避ける。

- ・1m以上間隔を開けるよう誘導したり、教職員の指示で順番に入室したりするなど、各校の実情に合わせて対応する。

(例) 校庭に整列後、教職員の指示で順番に入室する。

学年・学級ごとに推奨登校時刻を示したり、時間帯を分散させたりする。

靴箱を1列空けたり、昇降口を変更したりするなどの工夫を行う。

- ・下校の際も、昇降口に幼児・児童・生徒が集中しないよう対応する。

(例) 学級ごとに時間をずらして下校させる。

机の列ごとに、時間を少しずつずらして下校するなどの工夫を行う。

○教室に入る前に、担任以外の教員が健康カードを確認し、未記入や熱がある場合は保健室へ誘導する。

○教室に入る前に手洗い・消毒を行う。

(3) 教室等

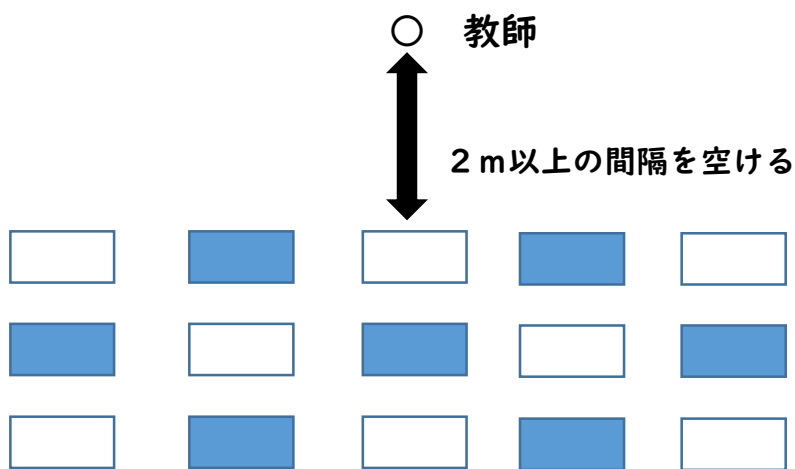
○十分に換気を行う。

- ・窓やドアを少なくとも休み時間ごとに開放し、換気する。できる限り授業中も換気を行う。(エアコンを使用時も、換気は必要)
- ・窓のない部屋は入口を開けておいたり、換気扇を用いたりする。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも、換気を行う。
- ・更衣室等は定期的に換気するとともに、使用する場合は短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態にならないよう工夫する。

○座席の間隔を空ける。

- ・教師と最前列の幼児・児童・生徒との間隔を2メートル以上空ける。
- ・教室内の机・椅子の配置は、1～2メートル以上の間隔を空けるとともに、重なり合わないようにする。

例 教室での座席は、市松模様状に座席を指定する。班にはしない。



※ 理科室や図工室、家庭科室、技術室等で大型机で学習する際は、マスクを着用し、会話は最小限にするなど配慮をする。

授業での配慮

- ・3密を避けるようにし、指導計画の見直しや学習形態の工夫を行う。
- ・教材、教具、情報機器などはできるだけ共用を避ける。共用を避けることが難しいものについては、使用後に手洗いをするよう指導する。
- ・体育は可能な限り屋外で実施したり、集合・整列する場面を避ける。用具を使用する前に消毒したり、授業前後に手洗いを徹底したりする。
- ・運動不足の児童・生徒もいると考えられるので、体育の授業開始時には準備運動を十分に行う。
- ・特に体育の授業でのマスクの着用は必要はないが、その際は、児童・生徒の距離を2メートル以上確保する。ただし、教師はマスクを着用する。
- ・可能な限り早い時期に、発達の段階に応じた新型コロナウイルスについての学習・指導を行うようにする。

(例) 学校生活における感染対策の注意点

感染の疑いがある人やその家族に対しての偏見や差別を防ぐ人権の授業

当面、行わない学習活動

- ・対面での話合い活動、ペアワーク
- ・児童・生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱や管楽器（リコーダー）演奏
- ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・体育科、保健体育科における児童・生徒が密集したり、身体の接触が多い種目等を行わない。

(4) 廊下

○幼児・児童・生徒同士の接触を防ぐ。

(例) 右側通行の徹底（廊下中央にラインを引く、注意喚起の看板を用意するなど）

小学校で教室移動の際は、間隔を空けて整列して移動する。

廊下で集まって話をしたり、遊んだりしないことを徹底する。

授業中だけでなく、休み時間も不必要に廊下に出ないように指導する。

○常に窓を開け、十分な換気を行う。

(5) トイレ

- 密にならないようにする。特に小学校では当面は教師が確認する。

(例) 個室等がうまっているときは、廊下に間隔を空けて並び、順番を待つ。
一定間隔に待てるように廊下にテープを貼る。

- トイレの使用の仕方を具体的に指導する。

(例) 個室で水を流す際は、蓋を閉じてから流す。使用後の手洗いを徹底する。

- 窓やドアを開け、換気を行う。

常に換気扇を回し、窓がある場合は開けて換気をする。ただし、外からトイレの中が見えないように注意する。

- 定期的に消毒を行う。

- ・幼児・児童・生徒が多く手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口など）は、定期的に（1日1回以上が望ましい）消毒液を使用して消毒する。

(6) 給食

- 配膳前

- ・児童・生徒等全員がマスクを着用し、食事の前の手洗いを徹底する。
※ハンカチ（タオル）は通常使いと違う物が望ましい。
- ・配膳は担任を中心にできるだけ少人数の児童・生徒で行う。低学年の配膳は専科教員等も協力し、可能な限り教職員のみで対応する。
- ・給食当番を実施する際には、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、手洗いを実施したか等、当番が可能であるかを毎日点検する。また、白衣やエプロン等、マスクを着用し衛生的な服装で行う。 ※給食当番のマスクは通常使いと違うマスクにする。
- ・ランチョンマットを使用する場合は、毎日洗濯した物を使用する。

- 配膳時

- ・配膳の際には、児童・生徒はマスクを着用して間隔を開けて並ぶなどの工夫を行う。

(例) 1～2m間隔を開けて並ぶ、出席番号順に少人数ずつ並ぶ
班ごとに少人数ずつ並ぶ など

- 会食時

- ・会食に関しては飛沫を飛ばさないよう対応する。

(例) 全員、机を前向きにして、静かに食べる

(7) 休み時間

○換気を行う

- ・教室のドアや窓を開け、十分な換気を行う。

○手洗いの徹底

- ・前後に手洗いを徹底する。その際にも手洗い場に児童・生徒が集中しないよう時間をずらすなど配慮する。

○密集しないような工夫

(例) 教室内では児童・生徒が一人で遊べるものや読書を推奨する。

外で遊ぶようにする。

校庭以外の場所も開放し、大勢が集まらずに活動できるようにする。

身体接触が起きないような遊びを推奨する。

○その他

- ・水分補給をしっかりとさせるなど、熱中症の対策も十分に行う。(マスク着用のため)
- ・うがいをする際は、周囲に気を付け静かに吐き出す。

(8) 保健室

○養護教諭はマスク、白衣、手袋(ゴム製やビニル製)を使用する。

○窓を開け換気を十分に行うとともに、空気清浄機を使用する。

○体温を測る際には、非接触型体温計を使用する。

○来室した児童・生徒に使用した物品等は消毒液を使用して消毒する。

○保健室内での体調が悪くなった児童・生徒間の接触を減らす。

(例) 保健室内をパーティション等で分ける

発熱した児童・生徒は別室(保健室以外)で休養させる など

○学校で児童・生徒等の発熱を確認した場合は、保護者に連絡し安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう連絡する。

(9) 放課後にすること

○教室・廊下の換気をする。

- ・教室や廊下の窓を開けて換気をする。

○校内環境を確認する。

- ・石けんを補充するなど、手衛生を保てる校内環境を整備する。

○清掃・消毒を行う。

- ・教室やトイレなどの児童・生徒が多く手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、消毒液を使用して清掃を行う。
- ・共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。
- ・職員が共用し、手がよく触れる機器（パソコン、コピー機、印刷機、電話機など）を適切に消毒する。

V 物品等について

(1) 備品（今回、新たに学校へ整備するもの）

○空気清浄機

学校へ1台配置する。保健室や発熱した児童・生徒を休ませる部屋で利用する。

○非接触型体温計

学校へ1台配置する。養護教諭が発熱した児童・生徒の熱を計る際に一定の間隔をとって使用することができる。また、外部からの来客者について使用するなどの方法も考えられる。

(2) 消耗品について

○マスク

学校へ一定数配布しているが、不足が生じた場合は企画財政係に連絡すると追加分を送ってもらえる。ただし限度はある。

○消毒液・・・使用に際しては容器ラベルの注意事項を十分に確認して使用する。

・アルコール消毒液

手指用と物品用の二種類がある。不足が生じた場合は企画財政係に連絡すると追加分を送ってもらえる。ただし限度はある。

・次亜塩素酸ナトリウム（※台所用漂白剤）

物品を消毒するのに使用する（人には使用しない）。希釈率については容器のラベルをよく読んで使う。使用の際は、ゴム手袋、マスクを着用し、換気を十分にしている。酸性洗剤等と混ぜない等、注意する。また目に入ると危険なため、スプレー等に入れて使用しない。金属に使用する際は、消毒後に水拭きをする。次亜塩素酸ナトリウムについては、学校で購入する。

・次亜塩素酸水

物品を消毒するのに使用する（人には使用しない）。保存容器については各校に配布する予定。次亜塩素酸水については、中野区内の業者が提供してくれる。業者の連絡先については別途 連絡済み。

【学校の再開等に関する注意事項】

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン【令和2年3月24日 文部科学省】

(3月24日以降の変更点を加味し、Q&Aの内容を抜粋)

1 感染症予防策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒

ア 学校は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

イ 児童生徒等（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温や風邪症状の確認をするよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。（児童生徒等には、検温票を配付し、毎日記入・提出を求めること。）

ウ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等で検温及び風邪症状の確認をすること。

問 児童生徒等の健康管理はどのように行うか。

○ 発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにしてください。

○ なお、登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備してください。

○ また、同居の家族にも健康管理に取り組んでいただくよう呼びかけることも大切です。

○ その後、もし感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うこととなりますので、これにご協力ください。

（なお、学校内の児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」の措置をとってください。）

○ 以上については、教職員についても同様の扱いとしてください。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健

健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

(3) 校内環境

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。

問 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。

○ 基本的には、流水と石けんで手洗いを行います。

○ ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられます。

○ なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行ってください。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

換気は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間毎に開放する。

ウ 教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。

問 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。

○ 教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行います。

○ 消毒液については、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを例示していましたが、学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用いただきたいと考えており、御協力いただけますよう、よろしく願いいたします。

○ なお、次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省及び経済産業省においてリーフレットを作成していますので、適宜ご活用ください。

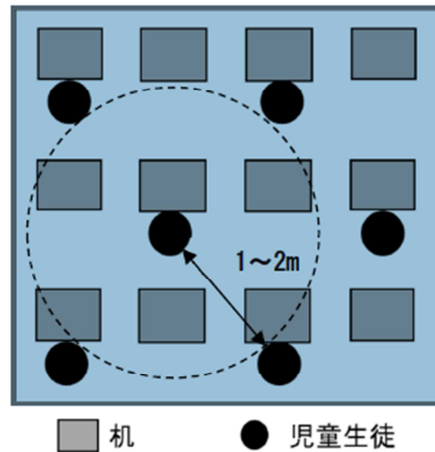
エ 身体的距離の確保

登校の際は、上記に示した感染症対策を行うほか、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましいこと。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ

※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約2 m の距離まで届くため、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を1～2 m以上保つように座席を配置する。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



(4) 学校給食

ア 配膳の際は、児童生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。

イ 児童生徒等が対面して喫食する形態を避け、飛沫を飛ばさないよう会話を控えさせる。

ウ 特別支援学校においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。

エ 学校給食（昼食提供）の工夫について

学校給食を実施するに当たっては、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

問 給食当番など配食を行う児童生徒等にマスクは必要か。

○ 配食時のマスクの着用は、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために必要とされています。

○ 必ずしも市販のマスクである必要はなく、手作りマスクなど当該目的を達成できる機能を有するもので代替して差し支えありません。

問 給食の会食時の留意事項はあるか。

○ 給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底する必要があります。

問 学校給食の献立の品数を減らす工夫とは、具体的にどういったことか。

○ 配膳の過程を簡略化し、関わる人数や時間を減らす工夫の一つとして示しています。

○ 献立の例としては、一般的に主食、主菜、副菜、汁物、牛乳を組み合わせた献立が提供されているところ、例えば副菜の和え物などを付けず、副菜の栄養を補えるような具沢山の汁物を提供することなどが考えられます。

(5) 休憩時間

ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

問 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。

○ まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

○ その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます。

(「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することとなります。)

○ 幼稚園についても同様の取扱いとなります。幼稚園幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨をご記載ください。

○ なお、医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をしてください。

問 換気は、具体的にどのようにすればよいのか（頻度等について）。

- 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うようにします。
- 授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談してください。
- なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。
- また、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご留意ください。

問 どのような場面でマスクをすればよいか。

- 学校教育活動においては、通常マスクを着用してください。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底するようお願いいたします。

問 職員室等における教職員の勤務に際してどのような点に留意すればよいか。

- 教職員においては、児童生徒等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組んでいただくほか、飛沫を飛ばさないようにマスクを着用してください。
- また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組んでいただくとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養するようにしてください。
- 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）とし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにしてください。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。
- 職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システムなどを活用することが考えられます。